

平成23年度 佐賀県社会保険協会事業計画

[基本計画]

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営および被保険者等の健康保持と福祉の増進、社会保険制度の効果・効率を図るため、次の事業に重点を置いて事業を推進する。

特に、日本年金機構における年金制度、全国健康保険協会における健康保険制度の周知・広報に努める。

なお、公益法人改正により一般財団法人への認可後においても、当該事業計画は変わるものではなく、引き続き計画に沿って事業を実施する。

1. 社会保険制度の普及・推進に関する事業

- (1) 社会保険事務説明会の資料を作成・配布する。
- (2) 社会保険事務手続集を作成・配布する。
- (3) 年金得本を作成し年金相談窓口で活用する。
- (4) その他社会保険制度の振興に必要と認められる事業を行う。

2. 社会保険制度の広報・宣伝に関する事業

- (1) 広報紙「社会保険さが」を作成・配布する。
- (2) 「協会おしらせ」を作成・配布する。
- (3) 「協会案内」を作成・配布する。
- (4) 社会保険制度の周知を図るためホームページを充実する。
- (5) その他社会保険制度の広報・宣伝に必要と認められる事業を行う。

3. 健康保険・年金に関する事業

- (1) 社会保険制度の事務講習会・研修会を実施する。
- (2) 年金シニアライフセミナーを実施する。
- (3) 年金相談を実施する。

4. 健康づくりに関する事業

- (1) 保健師による事業所巡回相談を実施する。
- (2) 健康づくりに関するパンフレットを作成・配布する。
- (3) 健康づくりの体育事業を実施する。
- (4) 「健康アクションさが21」に参画し、健康づくり事業を推進する。
- (5) その他健康づくりに関し必要と認められる事業の推進を図る。

5. その他これらの事業に付帯・関連する事業

(1) 健康保険委員・年金委員育成・指導として資料を作成・配布する。

(2) 関係団体との連携による事業

- ・全国社会保険協会連合会との連携
- ・日本年金機構との連携
- ・全国健康保険協会との連携
- ・佐賀県健康保険委員・年金委員会との連携
- ・年金受給者協会との連携
- ・社会保険労務士会との連携

* 公益法人改革

「一般財団法人」への移行認可申請を行う。